

令和8年3月26日実施 随時監査結果報告

守口市監査委員

1 監査の概要

(1) 監査の種類

財務監査（随時監査）

(2) 監査の期日

令和8年3月26日

(3) 監査の対象期間

令和6年4月から令和7年3月

(4) 監査の対象

- ・経営総務課（上下水道料金システム保守業務委託）
- ・工務課（令和6年度管路等点検業務委託）
- ・施設課（活性炭抜取委託）
- ・議会事務局（議会公用車運行管理業務委託事業）

(5) 監査の実施方法

守口市監査基準に基づき、各業務のリスクを考慮しながら、関係書類（支出負担行為伺書、起案文書、契約書等）の提出を求め、合規性や効率性等に着目しつつ、総合的な適否を判断の上、監査を実施した。

2 監査の結果

今回の監査において、次のとおり改善すべき事項が認められたので、措置を講じられたい。

（施設課（経営総務課））

- ① 契約業者から暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」を徴しているが、様式上必要とされている代表者の生年月日が記載されていなかった。
- ② 契約保証金の納付を免除するに当たり、守口市契約規則第21条第3号を適用しているが、その根拠として添付された契約業者の過去の契約書の写しの内1部が同号にいう「過去2年間」のものではなかった。

(議会事務局)

- ① 守口市契約規則第21条第1号の規定により契約保証金を免除する場合、契約締結日と履行開始日が異なる場合は、契約締結日から契約期間満了日までを保証期間とした履行保証保険契約を締結する必要があるが、履行期間のみを保証期間とする履行保証保険契約が締結されていた。
- ② 仕様書において、「運行管理者については、事前に運転免許証の写し・運転記録証明書・経歴書を提出すること」と規定されているが、運行管理者が変更された際に必要書類が提出されていないものがあつた。
- ③ 毎月の業務完了後、業務完了届とともに管理車両稼働状況表が提出されているが、その内容に誤りがあるものがあつた。